消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、成田市(以下「甲」という。)と芝山町(以下「乙」という。)及び山武郡市広域行政組合(以下「丙」という。)は、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は火災、救急事故及びその他の災害(以下「災害」という。)を甲と乙及 び丙の相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とす る。

(応援の方法)

- 第2条 この協定による相互応援の方法は、次のとおりとする。
 - (1) 普通応援 甲と乙及び丙は管轄区域外において、当該管轄区域に接する地域及び 当該地域周辺部で災害の発生を受報又は覚知した場合に、発生地の甲と 乙及び丙の長又は消防長(以下「要請側の長」という。)の要請を待たず に出動するものとする。

この場合における応援隊数等は、その状況によりその都度、応援側に おいて決定するものとする。

なお、この場合、出動した応援側の甲と乙及び丙の長又は消防長(以下「応援側の長」という。)は、直ちに要請側の長に連絡するものとする。

(2) 特別応援 甲と乙及び丙は当該管轄区域外において災害が発生した場合に、要請 側の長の要請に基づいて出動するものとする。

(応援要請の方法)

- 第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、電話、その他の方法により要請するものとする。
 - (1) 災害の種類
 - (2) 災害の発生場所
 - (3) 応援を要する人員、機械器具等の数
 - (4) 応援隊の受入れ場所
 - (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、当該管轄区域内の業務に師匠 のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。

但し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞無く要請側の長に通報するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づく応援に要した費用は、千葉県広域消防相互応援協定書第8条第 1項第1号から第3号を準用する。

(資料の交換)

第6条 甲と乙及び丙は応援に必要な資料を交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施について、必要な事項又は疑義を生じた場合は、甲・乙・丙で協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、平成11年8月1日から施行する。
- 2 この協定について、甲・乙・丙いずれかより申し出のないかぎり協定は存続する。
- 3 以上の協定締結を証し、本書3通を作成して、甲・乙・丙記名押印の上各1通を所持 するものとする。

平成11年8月1日